

「指定（介護予防）短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(島根県指定 第3271300067号)

当事業所はご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 身体拘束廃止及び虐待防止について	6
6. 秘密の保持について	7
7. 苦情の受付について	7
8. 緊急時の対応について	8
9. 事故発生時の対応について	8
10. 非常災害対策について	9
11. サービス利用に関する留意事項について	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 よこた福社会
- (2) 法人所在地 島根県仁多郡奥出雲町稲原57番地1
- (3) 電話番号 0854-52-2567
- (4) 代表者氏名 理事長 北村千寿
- (5) 設立年月日 昭和61年 7月18日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日認可

指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日認可

島根県指定 第3271300067号

※当事業所は特別養護老人ホームむらくも苑に併設されています。

- (2) 事業所の目的 介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共有施設等をご利用いただき、（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人よこた福祉会（介護予防）短期入所生活介護事業所
- (4) 事業所の所在地 島根県仁多郡奥出雲町稲原57番地1
- (5) 電話番号 0854-52-2567
- (6) ホームページ <http://www.yokota.or.jp>
- (7) 事業所長（管理者）氏名 梅木 浩美
- (8) 当事業所の運営方針 要支援・要介護状態になった利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事等の介護や、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図られるように努めます。
- (9) 開設年月日 平成12年 4月 1日・指定短期入所生活介護事業所
平成18年 4月 1日・指定介護予防短期入所生活介護事業所

(10) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	24時間

- (11) 実施地域 奥出雲町
- (12) 利用定員 11人
- (13) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
- (14) 建物の延べ床面積 2404㎡
- (15) 事業所の周辺環境 稲田姫神社、たたら製鉄、ヤマタのオロチ伝説など神話が息づく奥出雲町にあり、四季の移ろいを感じることができる自然豊かな住環境にあります。

(16) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

心身の状況に応じ、併設施設静養室をご利用頂く場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	3室	
2人部屋	4室	
4人部屋		
静養室		
合計	7室	
食堂	2室	併設施設と共用
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、肋木
浴室	4室	併設施設と共用（一般浴・特殊浴槽）
医務室	1室	〃

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所に必置が

義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

※別添 施設平面図参照

(17) その他の利用できる設備

家族交流ホール	1室	面会の時に利用できます
---------	----	-------------

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	
1. 事業所長（管理者）	1名以上 ・事業の運営管理
2. 事務員	4名以上 ・事務全般を行います
3. 介護職員	25名以上 ・日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います
4. 介護補助員	1名以上 ・介護職員の補助業務を行います。
5. 清掃作業員	2名以上 ・清掃、洗濯、館内消毒、シーツ交換、運転業務等を行います
6. 生活相談員	1名以上 ・日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います
7. 看護職員	1名以上 ・健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います
8. 機能訓練指導員	1名以上 ・機能訓練を担当します
9. 医師（嘱託医師）	3名以上 ・健康管理及び療養上の指導を行います
10. 栄養士又は管理栄養士	2名以上 ・栄養や身体状況、嗜好を考慮した食事を提供します

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 事業所長（管理者）	日勤 : 8:30~17:30
2. 事務員	日勤 : 8:30~17:30
3. 医 師	毎週1回(内科) 及び毎月2回(精神科) 14:00~16:00

4. 介護職員 介護補助員	早出 : 7:00~16:00 日勤A : 8:00~17:00 日勤 : 8:30~17:30 日勤B : 9:00~18:00 遅出A : 10:00~19:00 遅出B : 11:30~20:30 夜勤 : 17:00~ 9:00 準夜 : 15:00~ 0:00 深夜 : 0:00~ 9:00
5. 看護職員	日勤A : 8:00~17:00 日勤C : 9:00~18:00
6. 機能訓練指導員 生活相談員 栄養士又は管理栄養士 介護支援専門員	日勤 : 8:30~17:30 日勤 : 8:30~17:30 日勤 : 8:30~17:30 日勤 : 8:30~17:30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、介護保険から給付されますが、介護保険負担割合証に記載された利用者負担分が利用料となります。

※負担割合については介護負担割合証で確認させていただきます。

<サービスの概要>

① 居室の提供

② 食 事

- ・当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 : 8:00~ 昼食 : 12:00~
夕食 : 17:30~

③ 入 浴

- ・入浴又は清拭を毎日行います。
- ・本人の希望や身体状況に応じた入浴介助を行います。

④ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・排泄に必要なケア用品（紙オムツや紙パンツ等）は、介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑤ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員が中心となり、ご契約者の心身等の状況に応じて、現在有する機能の維持を図ります。

⑥ 送迎

- ・ 送迎実施曜日：土日祝・年末年始（12/30～1/3）を除く月曜日～金曜日のみ
- ・ ご契約者ならびにご家族の希望を受けて、ご自宅と当事業所間での送迎を行います。
- ・ 希望が重複した場合には送迎対応が困難な場合もあります。
- ・ 送迎費用は介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）となります。

⑦ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう援助を行います。
- ・ 口腔体操を実施し、誤嚥による肺炎予防や機能維持に努めます。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第7条参照）※別表 料金表参照

☆ご契約者の要介護度（要支援を含む。以下同じ）に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また、居住費、食費の変更が生じた場合にも、事前に支払いに同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受けることとします。

☆利用開始日に、利用中止を申し出た場合は所定の取り消し料（サービス利用料金の1割までの範囲）を、お支払いいただく場合があります。

但し、体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

☆食事のキャンセルについて

食事代については、利用中止内容によりお支払いいただく場合があります。

☆当施設の居室費・食費の負担額 ※別表参照

世帯全員が市町村民税非課税者や生活保護を受けておられる方の場合は、居室費・食費の負担が軽減されます。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 居室費

料金：1日 855円（令和6年8月1日～ 1日 915円）

② 食 費

ご契約者に提供する食事の材料、調理に係る費用（光熱水費・人件費等）です。
食べられた食事数で計算します。

食費内訳については別表料金表に記載しております。

③ 茶菓代

料金：1日あたり50円（お茶、菓子、コーヒー等）

④ 送迎費（事業の実施地域以外の場合）

通常の事業の実施地域以外の地域に居住するご契約者の送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域から外れた地点より1kmにつき30円

⑤ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが
適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・電気器具使用にかかる電気料金 1品につき1日30円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、月末にご利用期間分の合計金額をご請求しますので、翌月
16日までに以下の金融機関にいずれかの方法でお支払いください。

金融機関口座からの自動引き落とし（ご利用できる金融機関）

山陰合同銀行	（手数料：1件につき 55円）
島根県農業協同組合	（手数料：1件につき 55円）
ゆうちょ銀行	（手数料：1件につき 0円） （但し、通帳から手数料10円が別途ゆうちょ銀行より引き落としされます）
しまね信用金庫	（手数料：1件につき 5円）

※ 税 込

5. 身体拘束廃止及び虐待防止について（契約書第10条参照）

（1）身体拘束について

当事業所では、身体拘束その他行動の制限をする行為を行いません。緊急やむを得ない場合においては、「身体拘束廃止委員会」により評価・検討し、事前に必ずご契約者、ご家族に説明し同意を得た上で、要綱に沿って行うものとします。

（2）虐待防止について

当事業所では虐待防止委員会により規程を定め、職員研修の実施や委員会の開催、啓発のために標語の作成や掲示等を行っています。

虐待に関する相談窓口は以下の通りです。

○虐待受付窓口（担当者）

相談支援サブリーダー・生活相談員 木地谷 美栄
受付時間 月曜日～金曜日（祝日は除く）
8：30～17：30
電 話 0854-52-2567

○虐待防止責任者

施設サービス課長 糸原 美穂

○総括虐待解決責任者

施設長 梅木 浩美

（3）個人情報の開示について

当事業所ではご契約者の記録や情報などの個人情報について適切に管理し、ご契約者及び身元引受人の求めがあった場合には個人情報開示依頼書を以って開示します。

○受付窓口（担当者）

相談支援サブリーダー・生活相談員 木地谷 美栄
受付時間 月曜日～金曜日（祝日は除く）
8：30～17：30

○開示責任者

施設長 梅木 浩美

6. 秘密の保持について（契約書第11条参照）

サービスを提供するにあたって知り得た情報は、「個人情報の使用に係る同意書」を以て、説明・同意を頂き、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

7. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

（介護予防）短期入所生活介護事業所

相談支援サブリーダー・生活相談員 木地谷 美栄

○苦情解決責任者

施設サービス課長 糸原 美穂

○総括苦情解決責任者

施設長 梅木 浩美

○受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）

8：30～17：30

また、苦情受付ボックスをむらくも苑玄関カウンターに設置しています。

(2) 第三者委員

よこた福祉会では、より満足していただけるサービスを提供するため法人独自の第三者委員（介護サービスオンブズマン）を設けています。月1回第三者委員が来苑しご契約者・ご家族様からの意見や要望をお聞かせいただき介護サービスの質の向上に繋がります。

〈オンブズマン〉

浅山 正美	奥出雲町横田	52-1288
松崎 安次	奥出雲町横田	52-2013
吉田 みさ子	奥出雲町大馬木	53-0302

(3) 行政機関その他苦情受付機関

奥出雲町役場 健康福祉課	所在地 仁多郡奥出雲町三成 358 番地 1 電話番号・FAX 54-2511 受付時間 毎週月曜日～金曜日午前8時～午後5時15分
雲南広域連合	所在地 雲南市木次町里方 1100-6 電話番号 0854-47-7342 FAX 0854-47-7344
島根県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 島根県松江市学園一丁目7番14号 電話番号 0852-21-2811
島根県運営適正化委員会	所在地 島根県松江市東津田町1741-3 電話番号 0852-32-5913 FAX 0854-32-5994

(4) その他

令和5年度における第三者評価機関による評価実施はありませんが、法人独自の評価を実施しています。

8. 緊急時における対応方法（契約書第10条参照）

- (1) 身体状況急変時～ご契約者の病状（容態）の急変が生じた場合は、速やかに主治医又は当該事業所が定めた協力医療機関及び、当該ご契約者の家族への連絡等必要な措置を講じます。事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護を提供するにあたり、予めご契約者の心身の状況を把握するとともに、緊急連絡網を整備します。
- (2) 感染症発症時～感染症予防対策委員会を設置し、衛生管理、健康管理等の予防策と発生時の対策を整備し、感染症の発生時に備えています。感染症の発生を確認した場合、早急に感染症拡大防止対策を講じまん延防止に努めます。また、管理者は状況を判断し、必要時には県及び市町村、保健所、関係医療機関等への報告をおこないます。

9. 事故発生時の対応について

サービスに起因する事故が発生した場合には、速やかに主治医又は当該事業所が定めた協力医療機関及びご契約者の家族、市町村、当該ご契約者に係る居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の関係機関に対し状況を報告、説明し必要な措置を講じます。ご契約者の状況や事故内容について記録し、契約に基づき速やかな対応をおこないます。

また、月1回開催する「事故防止委員会」において、速やかな対応がおこなえるよう必要な体制を整備し、再発防止、被害の拡大防止に努めます。

○安全対策担当者

施設サービス課長

糸原 美穂

10. 非常災害対策について

事業所は非常災害に関する具体的計画を別に作成するとともに非常災害に備えるため、想定される災害に係る避難訓練、救出その他必要な訓練を次の通り実施します。

- (1) 避難訓練 年2回以上
- (2) 消火訓練 年1回以上
- (3) 自然災害総合訓練 年1回以上

11. サービス利用に関する留意事項について

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご契約者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項についてご協力をお願いいたします。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

危険物（火気類を含む）、及びペット等

食品の持ち込みはご遠慮ください。お茶菓子等は、利用期間中事業所で準備します。

(2) 面会について

面会時間 10:00～16:00

○風邪症状や発熱、下痢等のある方は面会をご遠慮下さい。

○面会の際は、玄関カウンターに設置してあります面会カードをご記入ください。

○感染症の流行状況により指定の場所での面会や、面会制限をお願いする場合があります。

○面会の際はアルコール消毒、マスクの着用等にご協力下さい。

(3) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者又ご家族の了解（緊急を要する場合には、この限りではありません。）のもとに、主治医との連携に努めます。希望により、下記協力医療機関において診療等を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 信愛会 永生クリニック
所在地	奥出雲町横田1063-1

② 協力医療機関

医療機関の名称	町立奥出雲病院
所在地	奥出雲町三成1622-1

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	高松歯科医院
所在地	奥出雲町横田746-1

災害発生時の対応について

災害（火事、地震、風水害など）が発生した場合、よこた福社会では次のように対応いたしますのでご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

1、情報の連絡

災害が発生した場合、奥出雲町内では有線においてその情報が伝達されます。必要に応じ施設、事業所より連絡をいたします。町外のご家族の方へは個別に連絡いたします。

2、法人内での対応

災害時には、自衛組織（自衛消防隊、災害対策本部）を立ち上げ、全職員がそれぞれの役割分担（救出活動、消火活動、情報提供活動、食事提供活動等）に応じた活動を行いご契約者最優先で救命対応いたします。

3、協力体制

災害時には、奥出雲町、消防署、警察署等と連携し、正確な情報収集に努め最適な対応や救出援助を求めます。特に、火災時には地元自治会等の協力を得て救出活動を行います。

4、ご家族の方等へのお願い

災害発生時には、施設、事業所へ駆けつけていただくこととなりますが、その際には必ず自衛消防隊本部にお立ち寄りください。（本部は、基本的に町道を挟んだ向かい側の職員駐車場に設置します。なお、状況によりむらかも苑玄関又は施設内会議室に設置いたします。）そこで、災害における施設内及びご契約者の状況をお伝えし、施設内への誘導者や待機などの指示をいたします。単独で施設内へお入りいただくことは二次災害の発生につながりますので決してなさらないようお願いいたします。

デイサービスのご利用者につきましては、状況により短縮利用やご家族様にお迎えに来ていただくこともありますのでご協力のほどお願いいたします。

また、施設入所のご家族の皆様には避難誘導等の協力をお願いすることもあるかと思いますがその際には、よろしくお願いいたします。

5、その他

施設入所の方へは、非常時に備え3日分の非常食を備蓄しています。一時的にライフラインが途絶えても食事の確保はできておりますのでご安心ください。

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住 所 島根県仁多郡奥出雲町稲原 57 番地 1
事業者氏名 社会福祉法人 よこた福社会
代表者氏名 理事長 北 村 千 寿 印

指定（介護予防）短期入所生活介護
説明者職名 生活相談員
説明者 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者住所 仁多郡奥出雲町

利用者氏名 印

身元引受人住所 仁多郡 奥出雲町

身元引受人氏名 印